



～2022年7月14日	2022年7月15日～	
	<u>(ア) タイプ3のコース1のメニュー1のプラン1、プラン3、プラン5</u>	<u>600円 (660円)</u>
	<u>(イ) タイプ3のコース1のメニュー1のプラン2、プラン4、プラン6</u>	<u>400円 (440円)</u>
	<u>備考</u> <u>1 当社は、減額適用期間内に (ア) と (イ) の相互の変更があったときは、変更後の減額する額を適用します。</u>	
	<u>(注) この附則に規定する当社が指定する申込み方法は、当社のWebサイト (<a href="https://service.ocn.ne.jp/signup/internet/hikari/unbundle.html">https://service.ocn.ne.jp/signup/internet/hikari/unbundle.html</a>) において掲示することとします。</u>	
	<u>3 当社は、令和4年7月15日から令和5年1月31日までの間に、第2種契約者（タイプ2に係る者に限ります）からの光アクセス回線の新設及び2年の定期利用の申込みを伴うタイプ8のコース1（プラン25又はプラン26に係るものを除きます。）に係る第2種契約の細目又は区分の変更の請求（当社が指定する申込み方法に限ります。）を当社が承諾し、令和5年5月31日までにその利用が開始された場合は、次に掲げる通り適用します。</u>	
	<u>(1) タイプ8コース1の提供を開始した日を含む料金月を1料金月として2料金月から24料金月まで、別冊（第2種オープンコンピュータ通信網サービス（第2種オープンコンピュータ通信網サービスに限ります。以下この付則において同じとします。））料金表第1表第1（利用料金）1-2-2（定額利用料）に規定する料金額から同表に規定する額を減額して適用します。</u>	

～2022年7月14日	2022年7月15日～		
	<u>区分</u>	<u>料金額の減額（月額）</u>	
		<u>2～12 料金月</u>	<u>13～24 料金月</u>
	<u>(ア) タイプ8のコース1の プラン1～3及びプラン13～ 15</u>	<u>2,000 円 (2,200 円)</u>	<u>1,000 円 (1,100 円)</u>
	<u>(イ) タイプ8のコース1の プラン4～12 及びプラン 16～ 24</u>	<u>1,000 円 (1,100 円)</u>	<u>500 円 (550 円)</u>
	<u>備考</u> <u>1 当社は、減額適用期間内に（ア）と（イ）の相互の変更があったときは、変更後の減額する額を適用します。</u>		
	<u>(2) 料金表第1表（料金）第2（手続きに関する料金）の2（手数料）の新規契約料を適用しません。</u>		
	<u>(3) 料金表第2表（工事に関する費用（工事費（付帯サービスの工事費を除きます。）））の2-2（第2種オープンコンピュータ通信網サービス（タイプ8のコース1及びコース3に係るものに限ります。）の提供の開始に関する工事費）の2-2-1（新規開通工事費）に規定する工事費を適用しません。</u>		
	<u>(注) この附則に規定する当社が指定する申込み方法は、当社のWebサイト（<a href="https://service.ocn.ne.jp/signup/internet/hikari/ocnhikari.html">https://service.ocn.ne.jp/signup/internet/hikari/ocnhikari.html</a>）において掲示することとします。</u>		

～2022年7月14日	2022年7月15日～
	<u>4 この改正規定実施前に支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のとおりとします。</u>
	<u>5 この改正規定実施前にその事由が生じた電気通信サービスに関する損害賠償の取り扱いについては、なお従前のとおりとします。</u>